

『令和 5 年 死亡災害撲滅・アンダー2,000 みえ推進運動』実施要綱

三重労働局

1 労働災害防止の意義

労働災害は「人命尊重」という基本理念において、本来あってはならないものであり、ひとたび労働災害が発生すれば労働生産性を阻害し、健全な企業経営を損なうこととなる。一方、安全で健康な職場は、労働者の士気の向上と職場環境の改善等と相まって労働生産性を向上させ、企業が行う働き方改革にも資する。

経営首脳者は安全衛生対策について、事業者の責務であり、更に「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、経営戦略の観点からもその重要性が高まっている点を認識することが求められる。

労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られおり、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境の醸成と、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

2 趣旨

県内の労働災害発生状況をみると、事業者をはじめ事業者団体及び労働災害防止団体等の弛まぬ取組により、1980年(昭和55年)の休業4日以上之死傷者数(以下、「死傷者数」という。)7,762人をピークに、およそ4年から5年ごとに1,000人ずつ着実に減少し、2000年(平成12年)には3,000人を下回ることとなった。

しかしながら、その後においては、減少傾向に鈍化がみられ、三重労働局第13次労働災害防止計画(平成30年度～令和4年度)期間中においても2,000人を下回ることができず、目標の「アンダー2,000」を達成することができなかった。

近年の労働災害発生状況をみると死傷者数は、横ばいから増加に転じている状況にあり、令和4年においては、2,317人となり、2年連続して増加に転じている。また、令和5年においても、死傷者数は増加傾向にあり、死亡災害も、3月8日現在で7人(前年同時期比+6人)となり「労災死亡事故非常事態宣言」を発令したところである。

本年4月からは三重労働局第14次労働災害防止計画(令和5年度～令和9年度)がスタートしており、その初年度の取組とし、死亡災害の撲滅と死傷者数の増加に歯止めをかけ、令和9年までに死傷者数2,000人未満の達成を目指し、『令和5年 死亡災害撲滅・アンダー2,000 みえ推進運動』(以下「アンダー2,000 みえ推進運動」という。)の名称のもと、安全衛生推進運動を県内に広く展開する。

3 実施期間

令和5年6月1日から12月31日まで

4 主催

三重労働局・各労働基準監督署

5 重点事項

(1) 重点災害

- ① 墜落・転落災害
- ② 機械災害（「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害）
- ③ 行動災害（「転倒」、「腰痛」災害等）
- ④ 高年齢労働者の災害
- ⑤ 化学物質等による災害（熱中症を含む）

(2) 重点業種

- ① 製造業
- ② 建設業
- ③ 道路貨物運送業
- ④ 小売業
- ⑤ 社会福祉施設

6 三重労働局の実施事項

- (1) 下記11に掲げる労働災害防止団体等に対する要請及び前記団体以外の事業者団体等への周知・啓発
- (2) 三重県小売業SAFE協議会、三重県社会福祉施設SAFE協議会の運営を通じた業種団体等構成員への周知・啓発
- (3) 労働災害防止団体等で構成する『死亡災害撲滅・アンダー2,000 みえ推進会議（仮称）』（以下「アンダー2,000 みえ推進会議」という。）の開催
- (4) 『死亡災害撲滅・アンダー2,000 みえ推進大会（仮称）』（以下「アンダー2,000 みえ推進大会」という。）の開催（7/5 予定）
- (5) 「アンダー2,000 みえ推進運動」の実施期間中、労働災害防止に係る重点テーマの毎月の設定及び取組に向けた周知の実施
- (6) 三重労働局ホームページに「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る特設ページを掲載
- (7) 『死亡災害撲滅・アンダー2,000 みえ推進トライアル（仮称）』（以下「アンダー2,000 みえ推進トライアル」という。）の実施
- (8) 「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る周知・啓発用のグッズ（ポスター、チラシ、のぼり旗等）の作製と配布
- (9) 事業場が目標設定などで活用できる「アンダー2,000 みえ推進運動」のロゴマークの作成

(10) その他、効果的な広報等の実施

7 労働基準監督署の実施事項

- (1) 前記5の重点事項等に対する事業者への指導・援助
- (2) 労働災害防止団体の各分会、地区労働基準協会、主要事業者団体、業種団体等に対する要請または周知・啓発
- (3) 会議・会合・安全パトロール等あらゆる機会を活用した事業場に対する周知・啓発
- (4) 労働基準監督署独自の「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る行政施策の実施

8 労働災害防止団体等の協力団体の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進会議」への参加
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進運動」への参加勧奨
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加勧奨
- (4) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進トライアル」の参加勧奨
- (5) 労働災害防止団体については、独自の労働災害防止に係る目標設定と「アンダー2,000 みえ推進運動」に係る計画的な安全衛生活動の実施

9 上記8以外の事業者団体等の実施事項

- (1) 「アンダー2,000 みえ推進運動」の周知・啓発
- (2) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加勧奨
- (3) 会員に対する「アンダー2,000 みえ推進トライアル」への参加勧奨

10 事業者の実施事項

- (1) 前記5の重点事項の(1)の重点災害①～⑤に係る労働災害防止への一層の取組

①墜落・転落災害

- ア 足場・屋根からの墜落・転落防止
- イ 脚立・はしご・階段からの墜落・転落防止
- ウ トラックの荷台からの墜落・転落防止
- エ 「墜落災害防止強調月間(7・12月)」の重点的な取組

②機械災害(「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」災害)

危険性の高い機械設備に対するリスクアセスメント及びリスク低減措置の実施

③行動災害(「転倒」、「腰痛」災害等)

- ア 「STOP! 転倒災害プロジェクト」に基づく次の事項
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

(エ) 安全衛生教育の実施

イ 「事業場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛
予防対策の実施

④高年齢労働者の災害

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況
等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

⑤化学物質等による災害（熱中症を含む）

ア 化学物質管理者の選任及び入手したSDS等に基づく化学物質リス
クアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措
置を実施する。

イ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握
とその値に応じた措置を適切に実施する。

(2) 事業場が策定した令和5年(度)年間安全衛生管理計画に基づく確実な取
組の実施

(3) 「アンダー2,000 みえ推進大会」への参加

(4) 「アンダー2,000 みえ推進トライアル」への参加

11 協力団体

- 建設業労働災害防止協会 三重県支部
- 陸上貨物運送業労働災害防止協会 三重県支部
- 林業・木材製造業労働災害防止協会 三重県支部
- 港湾運送事業労働災害防止協会 東海総支部四日市支部
- (一社) 三重労働基準協会連合会
- (一社) 日本ボイラ協会 三重支部
- (一社) 日本クレーン協会 三重支部
- (公社) 建設荷役車両安全技術協会 三重県支部
- (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 三重支部
- (独行) 三重産業保健総合支援センター
- 三重県 RST トレーナー会
- 桑名・四日市・津・松阪・伊勢・伊賀・熊野尾鷲地区労働基準協会